

# 玉野市教育大綱

2019（平成31）年4月

玉 野 市



## ＜大綱の趣旨＞

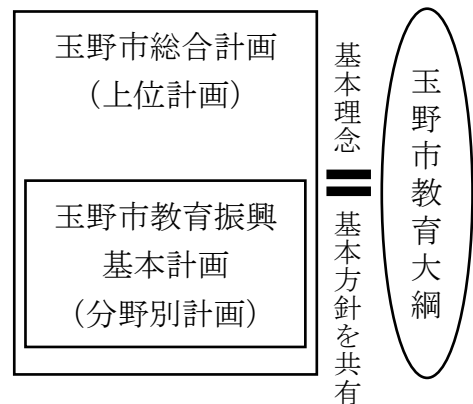
この大綱は、子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが、学びを通じて生きがい  
に満ちた人生を送れるよう、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な  
施策の基本的な方向性を定めるものです。

大綱は「**基本理念**」と「**基本方針**」によって構成します。

市長と教育委員会は、この大綱に基づき、より一層の連携強化を図りながら、  
各種施策を推進します。

## ＜大綱の位置付け＞

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営  
に関する法律」第1条の3に基づき策定する  
ものであり、内容については、玉野市総合計画  
(教育委員会所管部分は教育基本法第17条  
第2項の教育振興基本計画としての位置付  
け)との整合性を保ちながら、これまでの教育  
施策の成果や課題並びに今後の教育改革の動  
向を踏まえ、施策を横断的に俯瞰し方向性を  
示すものとしします。



## ＜大綱の期間＞

この大綱の期間は、玉野市総合計画＜前期基本計画（2019（平成31）年度  
～2022年度まで）＞と整合性を図るため、**2019（平成31）年度～2022年度**  
までとします。

### 参考「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(大綱の策定等)

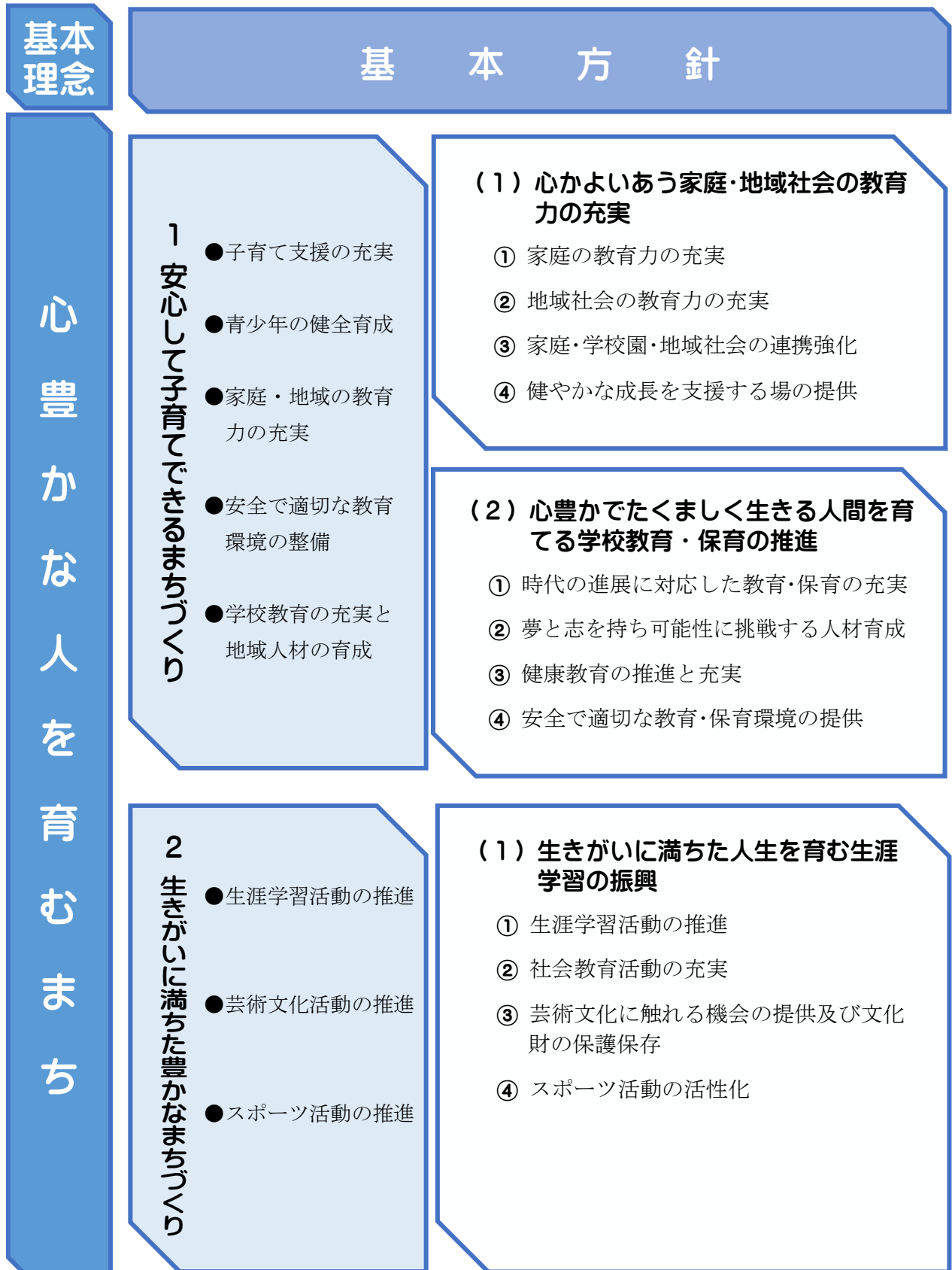
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

<大綱の体系図>



## <基本理念>

# 心豊かな人を育むまち

生涯にわたり、学びを通じて心身ともに健やかで、生きがいと喜びに満ちた豊かな人生を応援するまちづくり

玉野市が考える「心豊かな人」とは…

正義を重んじ、他人を思いやる優しさを持ち、互いを尊重しながら、自分の夢の実現と社会貢献のため、前向きにたくましく生きようとする心を持つ人

## <基本方針>

# 1. 安心して子育てできるまちづくり

### (1) 心かよいあう家庭・地域社会の教育力の充実

家庭や地域社会と学校が相互に協力し、地域ぐるみで未来を担う子どもたちを健やかに育む体制の充実を図ります。

#### ① 家庭の教育力の充実

家庭教育のあり方についての情報提供など、子どもの成長に合わせてきめ細やかな家庭教育支援に努めます。

#### ② 地域社会の教育力の充実

地域での子どもの安全・安心な居場所として、また、子どもたちの生きる力を育む場として「地域子ども楽級」の活動を充実させるなど、地域における教育活動を推進します。

#### ③ 家庭・学校園・地域社会の連携強化

保護者や地域の方の参画によるコミュニティ・スクール制度の導入とともに、PTAや学校協働ボランティア、各種団体等と学校園との連携強化を図り、地域全体が教育や青少年健全育成に取り組む体制づくりを推進します。また、地元の企業や商店、事業所、各種団体等と連携し、地域を意識したキャリア教育・ボランティア活動など地域を学びのフィールドにした取組を推進します。

#### ④ 健やかな成長を支援する場の提供

子育て家庭の保育ニーズに応じた様々な保育サービスを提供するとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう安全・安心な活動拠点の整備に努め、その活動を支援します。

## (2) 心豊かでたくましく生きる人間を育てる学校教育・保育の推進

豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもを育成するため、学校園の教育・保育の充実を図り、自ら挑戦する意欲や社会性・創造性を伸ばすとともに、正義感や倫理観、思いやりの心や感動する心を育みます。

### ① 時代の進展に対応した教育・保育の充実

これからの社会の変化や国や県の教育施策等の動向をとらえ、市内の教育・保育の課題を分析しながら、課題解決の方向性を打ち出し、時代の進展や市民のニーズ、地方創生の観点等も踏まえた教育・保育施策を推進します。

また、子どもたちの発達段階に応じた系統的・継続的な教育・保育を展開するため、中学校区単位で学校園の連携を推進し、一貫した教育・保育の充実を図ります。さらに、市立高校においても、魅力ある教育の充実に取り組みます。

### ② 夢と志を持ち可能性に挑戦する人材育成

すべての子どもたちが、これからの激変する時代の中で社会の一員としての自覚と使命感を持ち、主体的に生きていこうとする態度を育成するため、キャリア教育や道徳教育、人権教育等の人づくり教育を通して、自らの可能性に挑戦する人材育成に努めます。

### ③ 健康教育の推進と充実

子どもたちの心身の適切な成長を促す学校保健安全指導を推進することで、豊かな生活を主体的に実現しようとする態度を育てます。

### ④ 安全で適切な教育・保育環境の提供

本市の厳しい財政状況等を踏まえつつ、新学校給食センターの建設を計画的に推進するとともに、教室や体育館、園舎等の施設設備を必要に応じて改修するなどし、安全で快適な学習環境及び保育環境づくりに努めます。

【学校教育における教育スローガン】

豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成  
たくましく！まなんで のびる たまのっ子

## **2. 生きがいに満ちた豊かなまちづくり**

### **(1) 生きがいに満ちた人生を育む生涯学習の振興**

一人ひとりが自己実現を図り、生きがいに満ちた人生を送られるよう、学習ニーズに対応した情報提供や学習機会の充実を図ります。

#### **① 生涯学習活動の推進**

生涯学習センター、図書館及び各公民館等を拠点として、大学等の関係機関と連携を図り、市民の学習ニーズに対応した講座や講演会の開催等の学習機会の充実を図ります。また、各施設が連携し、市民の学習ニーズに応じて必要な情報や資料等の充実努めるなど、学習の場の充実を図ります。

#### **② 社会教育活動の充実**

社会教育団体やグループの主体的な活動の充実を図るため、活動の場を提供するとともに、その指導者の養成及び確保に努めます。

#### **③ 芸術文化に触れる機会の提供及び文化財の保護保存**

芸術文化に触れる機会を充実するとともに、市民の自主的な活動を支援するなど、地域文化の振興を推進します。また、貴重な文化遺産を適切に保護・保存し、地域文化の継承発展に努めます。

#### **④ スポーツ活動の活性化**

市民の生きがいや健康づくりを推進するため、市立体育施設指定管理者と連携しながら、誰もがいつでも気軽に親しめる生涯スポーツの振興を図ります。また、子どもの心と体の健全な育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援するとともに、競技スポーツ水準の向上のため、各種競技団体の充実及び指導者の育成支援に努めます。